

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
平成27年4月28日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 2件

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500013号

厚生局事案番号 : 東北(国)第1500001号

第1 結論

昭和58年9月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和37年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年9月

昭和60年頃職場が変わったため、母親がA町役場(現在は、B市)で私の国民年金加入手続きを行い、未納であった国民年金保険料をまとめて納付したので、請求期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者及びその母親は、昭和60年頃に請求者の母親が請求者の国民年金の加入手続きを行い、未納となっていた期間の国民年金保険料をまとめて納付したと述べているところ、請求者に係るA町の国民年金被保険者名簿(紙名簿)によると、請求期間後の58年10月から60年3月までの保険料は、60年12月25日にまとめて過年度納付されていることが確認できるが、その時点では、請求期間の保険料は時効により納付することができない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の手帳記号番号は、昭和60年7月31日にA町に払い出されていることが確認できるところ、請求者の前後の手帳記号番号の被保険者の記録から、請求者の国民年金の加入手続きは、同年11月頃に行われたものと推認され、その時点においても、請求期間の保険料は時効により納付することができない。

さらに、上記被保険者名簿によると、請求期間は国民年金保険料の未納期間とされており、オンライン記録とも一致している。

加えて、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことを行うかがわける事情は見当たらない上、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付して

いたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500039号

厚生局事案番号 : 東北(国)第1500002号

第1 結論

平成元年3月から同年5月までの期間、7年8月から8年3月までの期間及び9年6月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成元年3月から同年5月まで
② 平成7年8月から8年3月まで
③ 平成9年6月

私の母親が、請求期間①から③までの国民年金保険料を納付していたはずなので、請求期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求者の母親が請求者の国民年金保険料の納付を行っていたと主張しているが、請求者は国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、請求者に聴取しても、国民年金保険料の納付についての具体的な状況が不明である。また、請求者の母親については、既に亡くなっておりその証言を得ることができず、請求者の請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な陳述が得られない。

また、請求者に係るオンライン記録によると、請求期間①から③までの国民年金被保険者資格の取得及び喪失に係る処理は、平成12年11月17日に一括で行われていることが確認できることから、この頃に請求期間①から③まで遡って被保険者資格の取得及び喪失に係る手続が行われたものと考えられる。このことから、請求者は、当該手続が行われるまでは国民年金に未加入であり、請求期間①から③までの国民年金保険料は納付できない上、当該手続が行われたと考えられる時点においても、請求期間①から③までの保険料は時効により納付することができない。

さらに、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、請求者が請求期間①から③までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに請求期間①から③までの保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。